

一般社団法人 日本酸化療法研究会会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、一般社団法人 日本酸化療法研究会と称し、英文では **Japanese Society of Oxidative Medicine** (略称・J S O M) と表記する。

第2条(事務所)

- 1 本会は、主たる事務所を、東京都新宿区揚場町2番18号に置く。
- 2 本会は、理事の決定により、主たる事務所の場所を移転できる。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

本会は、UVB療法（紫外線を血液に照射し、活性酸素を発生させ、その血液を体内に戻す治療法を指す）、オゾン療法（オゾンを使用した各種治療法を指す）、H₂O₂点滴療法（過酸化水素を利用した点滴療法を指す）、およびビタミンC点滴（ビタミンCを利用した点滴療法を指す）を初めとする酸化療法について、基礎科学的または臨床医学的に、研究、調査または追求し、酸化療法及び正しい医療の開発、推進、または発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 酸化療法などに関する研究または調査及びその助成
- ② 酸化療法医学専門医及び指導士の育成
- ③ 酸化療法に必要な医薬品若しくは医療機器の開発、製造、または使用法などに関する指導及び協力
- ④ 学会雑誌または学術図書の刊行
- ⑤ 学術集会の開催

- ⑥ 市民に対する啓発活動，及び市民からの情報または意見などの収集
- ⑦ 国際交流の促進
- ⑧ 前各号に関する基礎的研究

第3章 会員

第5条（会員）

本会には，次の3種の会員を置く。

- ① 会員：医師，歯科医師，獣医師
- ② 賛助会員：本会に協力する企業または法人
- ③ 特別会員：本会から推薦を受けた会員

第6条（会員資格の取得）

- 1 本会の会員になろうとする者は，本会の規則等（第13条に定義する。以下同じ。）が定める所定の様式をもって申込みをし，本会の承認を受けることによって会員資格を取得する。
- 2 本会は，本会の会員になろうとする者のうち，以下の各号のいずれかに該当する個人または法人については，入会を拒否することができる。
 - ① 未成年者，成年被後見人，被保佐人または被補助人
 - ② 法人格なき団体
 - ③ 前に禁固以上の刑に処せられ，その執行を終え，または執行の免除を得た日から2年を経過しない者
 - ④ 本会，または本会の役員若しくは評議員が所属，加盟，若しくは賛助する団体から除名などの重要な処分を受けた者
 - ⑤ 会費を負担する資力を有しない者，資力を有しないと推測される者，または会費の支払いを拒否する者
 - ⑥ 反社会的団体，若しくはそれと推測される団体，またはそれらの団体に関係する者
 - ⑦ 故意または過失によって，本会，本会の会員，若しくは第三者に損害を与え，またはそのおそれがある者
 - ⑧ 会員になることが本会の利益に反する者
 - ⑨ 入会の申込に際し，故意または重大な過失により事実と異なる内容の届出をした者

- ⑩ 本会則の内容に対し、同意を拒否する者
- ⑪ その他本会の会員となるのにふさわしくないと考えられる者

第7条（任意退会）

会員は、本会の規則等が定める本会所定の様式による退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第8条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事の決定によって当該会員を除名することができる。

- ① 法令及び諸規則並びに本会の定款に違反したとき。但し、違反の程度が軽微である場合を除く。
- ② 故意または重大な過失により本会、本会の会員、若しくは本会と関係の深い団体若しくは個人に損害を与え、または本会の目的に違背する行為をしたとき
- ③ 成年被後見人、被保佐人または被補助人となったとき
- ④ 本会若しくは本会が加盟若しくは賛助し、またはその他本会と関係の深い法人若しくは団体から、除名若しくはそれに準ずる処分を受けたとき
- ⑤ 会費の負担を拒み、または会費負担の資力を有しないとき
- ⑥ 本会を分裂させ、または分裂の可能性のある行為を行ったとき
- ⑦ 本会の定める一切の規則等に違反したとき
- ⑧ 前各号に掲げるほか、本会の利益を著しく害し、またはそのおそれがあるとき
- ⑨ 入会に際し、故意または重大な過失によって、個人情報その他必要な事項に関して事実と異なる内容の届出をしたことが発覚したとき
- ⑩ 本会則に違反した、または違反が発覚したとき
- ⑪ 本会則の内容に対し、同意を拒否するとき
- ⑫ 前各号に掲げるほか、除名すべき正当な事由があるとき

第9条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、会員としての資格

を喪失する。

- ① 会員全員が同意したとき
 - ② 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- 2 会員が、事業年度途中で会員資格を喪失したときは、その理由の如何にかかわらず、本会は、既納の会費その他会員が拠出した金品を返還しない。

第10条（名簿）

- 1 本会は、会員の氏名または名称、及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 本会の会員に対する通知または催告は、前項に基づく名簿に記載した住所、若しくは会員が本会に届け出た居所に宛てて発送する方法、または会員が本会に届け出た電子メールアドレスに電子メールを発信する方法により行うものとする。
- 3 前項の通知が電子メールを送信する方法により行われる場合には、会員が本会に届け出た電子メールアドレス宛に本会が発信したことをもって通知が完了したものとみなす。

第4章 知的財産権等

第11条（知的財産権等）

- 1 本会が開催する学術集会等において発表される情報に関し、発表者の許がない限り、発表者以外の者は当該情報を公開、発表または利用することができない。
- 2 前項に掲げるほか、本会または他の会員より提供された酸化療法等に関する情報につき、情報の提供を受けた会員（以下、「当該会員」という）は、以下の場合にのみ当該情報を利用することができる。
 - ① 当該会員自身の研究のため、本会または他の会員が情報提供者である旨を明示して利用する場合
 - ② 当該会員が管理監督するクリニックにおける施術のため、本会または他の会員が情報提供者である旨を明示して利用する場合
- 3 会員が、他の会員に対し、自らの発表した研究論文またはデータ等の、譲渡若しくは貸与等によって権利の移転若しくは設定を行う場合、その手続及び事後的に発生した問題の一切について本会は関与しない。

- 4 会員は、本会の許可がない限り、本会の名称並びに酸化療法に関連する商標と同一若しくは類似の商標を出願してはならない。

第5章 会費

第12条（会費）

- 1 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会時に入会金および事業年度ごとに会費を支払う。
- 2 前項の入会金および会費の額、徴収時期、徴収方法、その他必要な事項は本会の規則をもってこれを定める。
- 3 本会が会費として徴収した費用は、返還しない。

第6章 本会則、規則等

第13条（規則等）

- 1 本会は、第2条に定める目的を達成するため、規則、規定、細則等（以下、「規則等」という。）を定めることができる。
- 2 前項に定める規則等は、理事の決定によりこれを定める。
- 3 規則等は、理事の決定でこれを改定し、または廃止することを妨げない。

第14条（規則、規定等への同意）

- 1 本会則施行時に既に会員である者は、本会則の施行によって、本会則及び規則等に同意したものとみなす。
- 2 本会則施行時以降に本会に入会する会員は、入会の申し込みをもって、本会がホームページに掲載し、または会員に通知した規則等に同意したものとみなす。
- 3 本会則施行前に会員が行った行為についても本会則が適用されるものとする。

第15条（本会則、規則等の変更）

- 1 本会は、その判断によって本会則及び規則等をいつでも変更することができるものとする。

- 2 変更後の本会則及び規則等は、本会が別途定める場合を除いて、本会ホームページ (<http://jsom.jp/>) 上に表示した時点からその効力を生じる。
- 3 本会則及び規則等の変更の効力が生じた時点での会員は、変更後の本会則及び規則等に同意したものとみなす。
- 4 本会則及び規則等の変更前に会員が行った行為についても変更後の本会則及び規則等が適用されるものとする。

附則

本会則は、平成23年4月18日から施行する。

本会則の一部改正は、平成23年5月19日から施行する。

本会則の一部改正は、平成23年8月10日から施行する。

本会則の一部改正は、平成27年6月4日から施行する。